

第 2 6 回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第 2 6 回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和 4 年 5 月 1 9 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分から 1 2 時 0 0 分まで	
場所	利根町役場 4 階 4 - A 会議室	
出席者	委員	坂野委員長, 手塚副委員長, 加藤委員, 市川委員, 船川委員, 青木委員, 岩戸委員, 鈴木(弘)委員, 吉岡委員, 新井委員, 大越委員, 加川委員, 菅沼委員, 寺島委員
	事務局	政策企画課 布袋課長、服部課長補佐, 高野政策支援員, 栗原主任, 蓮沼主任
欠席委員	猪鹿月委員, 鈴木(亜)委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 条例の見直し及び普及啓発に関する条文について 3 条例の全体像について 4 条例の目的に関する条文及び条例の名称について 5 今後のスケジュール及び住民説明会について 6 次回の開催日について 7 その他 8 閉会 	
配付資料名	第 2 6 回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料 1 条例の見直しについて (素案) 修正案, 条例の普及啓発について (素案) 資料 2 (仮称) 利根町自治基本条例 条文検討項目 資料 3 (仮称) 利根町自治基本条例 (素案) (令和 4 年 4 月現在) 資料 4 (仮称) 利根町自治基本条例 条例の目的 (素案) 資料 5 令和 4 年度 (仮称) 利根町自治基本条例 検討スケジュール	
議事内容	次ページ以降の通り	

	<p>1 開会 (青木委員紹介) (布袋課長紹介) (事務局が資料確認)</p>
委員長	<p>2 条例の見直し及び普及啓発に関する条文について 前回、条例の見直しに関する条文について議論した。その結果を修正案として反映したものが資料1である。事務局から説明をお願いします。</p>
委員長	<p>(資料1「(仮称)利根町自治基本条例 条例の見直しについて(素案)修正案, 条例の普及啓発について(素案)」に基づき事務局より説明)</p> <p>今の事務局からの説明は4点あった。まず、「変化を踏まえ」というところであるが、これはすでに前回の議論で決定したので問題ないと思う。次に、「検証」を入れるか入れないかということについて、基本的には皆様の意見を反映しているということで問題ないと思う。次に、「推進」を入れるか入れないかについては、入れるということになった。それについては、今回新たに出てきた条文なので、ご覧いただきたい。そして、事務局で最後に説明いただいたのが、この自治基本条例の方針として、細かいことはすべて規則等に委ねるということであった。それに則って、この「検討」等も実際のことは規則に委ねるということは、どこかで規則を作らないといけないということになる。なので、そういった規則を作るとか、条例を作ることになりかねないが、そこはまた新たに考えるということになる。これは皆様と一緒に合意した自治基本条例の方針となるので、そのように思い出していただきたい。この条例の普及啓発および推進の条文について、何か質問あるいは意見等はあるか。</p>
委員	<p>見出しに「条例の普及啓発及び推進」と書いてあり、条文には「普及啓発に努めます」ということであるが、この「推進」というのは「普及啓発」に含まれているということか。</p>
事務局	<p>前回の議論の中で、普及啓発という言葉と同じ、それも含めて「推進」という話が出ていたので、両方の文言を入れている形になる。条文の中の「普及啓発」の中に意味合いとしては「推進」も含んでいるという趣旨になる。</p>
委員長	<p>先ほど説明があったように、前回、「推進」というのを入れようという話が出た。条文を作ってみると、「条例の普及啓発及び推進に努めます」というのだと、少しくどいのではないかということで、「普及啓発に努めます」ということになったので、ご理解いただければと思う。他にどなたかご意見、ご質問等はあるか。なければ次の次第に入る。</p>
委員長	<p>3 条例の全体像について 事務局から資料の説明をお願いします。</p>

<p>委員長</p>	<p>(資料2「(仮称)利根町自治基本条例 条文検討項目」, 資料3「(仮称)利根町自治基本条例(素案)(令和4年4月現在)」に基づき事務局より説明)</p> <p>資料3で, ついに長く議論してきた自治基本条例の姿が一望できるようになった。非常に長い時間がかかったかと思うが, 参加と協働ということを旨にしながらこのような素案までたどり着いた。委員の意見が反映され, そういう意味では皆様が生み出した条例である。さて, 資料2の項目以外で, 項目ないしは内容として入れた方がいいのではないかとということがあればお願いしたい。</p>
<p>委員</p>	<p>この検討委員会の当初から, 男女共同参画, 女性, 子ども, ということをして是非入れたいという話があり, 基本条例の素案が出来ているが, この利根町という決して大きな町ではないが, その中ですべての人が輝く, すべての人が取り残されないというような理念はあると思う。それを考えたときに, 私は障がい者のことを全然考えていなかったことに気がついた。確かに, 高齢者については23条で「健康の増進」の中に含まれるということでもいいと思うが, 障がい者についてはどうなのか。いろんな解釈についての問題もあると思う。スケジュールを見ると, 6月に逐条解説の配布ということが入っているので, それ以前に逐条解説を作っていくということになるが, どうか。最近になって世界的な傾向として, 今まで障がい者は弱者とされていたが, 弱者という考え方ではなく, 脆弱な人々, 「バルネラブルピープル(vulnerable people)」という概念がでてきた。それを一昨年くらいに知ったが, 日本人の中でも脆弱な人々という概念を考えて, 話をする人が出てきた。いろんな人がいて, それぞれにひょっとしたら脆弱なところを抱えながら生きているのかもしれないと思う。そういう人たちのことについても考えながら, 自治基本条例の中にそういうものを入れていけたらいいなと考えた。</p>
<p>委員長</p>	<p>障がい者ということに関しては, おそらくここの中にどうするかという議論になると思う。とりあえずは, 障がい者という話が出たということで, あとで議論したいと思う。項目を先に出した方がいいと思うので, 他に何かあるか。これだけ時間をかけて議論してきたものなので, なくても構わないと思う。それでは, 障がい者に関して, 何かあるか。実は, 障がい者ということに関しては, 行政の方はご存知かと思うが, 福祉というのは障がい者の福祉と, 子どもの福祉, 児童福祉と, 高齢者の福祉というものがある。高齢者ということで考えると, 既に健康の中に入っているということが事務局からあった。なので, 障がい者をどう捉えるかということで, 例えば, 当然住民のなかに障がい者というのも入る。障がい者をとりわけ何かするということであれば, 「子どもから高齢者まですべての人が」(前文)というところに入ると思う。それは, この条文そのものでなくても, 条文解説の中に「こういった人たちも含まれる」ということで書ける。条文を中に盛り込むということは1つの項目を作ることになるので, それをどう考えるかである。事務局で条例の解説を書く際に, 「子どもから高齢者までの中に障がい者も含まれる」ということでも大丈夫だと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>委員長がおっしゃったとおりだと思う。今まで町の条例を見てきて, 逐条解説もみてきたことがある。その逐条解説が条文と同じことを繰り返して書いてあるだけと</p>

	<p>いうことでは困る。そうであれば今委員長がおっしゃったように、逐条解説の中で、当然障がい者も含めれているすべての町民と書いていただくということはとても重要だと思う。</p>
委員長	<p>条文ではなく、解説の方でそのように触れてもらいたいということか。</p>
委員	<p>そのとおりである。</p>
委員長	<p>あえて条文を変えないでも、解説の中で入れるということで、それで皆様ご了承いただけるか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>では、事務局には解説を書く際に「障がい者」というのを必ず入れていただくようお願いする。他になければ、スケジュールを見ると、パブリックコメントの前に逐条解説の配布となっているので、これから事務局は解説の作成に入るかと思う。何か意見があれば、今からでも、会議が終わってからでも、メール等でもいいので、解説に関しては私と事務局で適宜検討するという形で、お任せいただいてよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員	<p>パブリックコメントについてだが、パブリックコメントとして町民に示すものは、この条文の素案本体だけか。逐条解説については町民に示さないのか。</p>
委員長	<p>これについては次第の5のところでは話が出るかと思うが、基本的には示すということではよろしいか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
委員長	<p>基本的に出すものはすべて出すと思う。条文の全体像についてはここまでにしたいと思うが、何かあれば、後ほどでもお伝えいただきたい。</p>
委員長	<p>4 条例の目的に関する条文及び条例の名称について</p> <p>事務局から資料の説明をお願いします。</p> <p>(資料4「(仮称)利根町自治基本条例 条例の目的(素案)」に基づき事務局より説明)</p>
委員長	<p>この次第4については、事務局から説明いただいたように、2つある。1つは、目的に関する条文第1条、これを皆様と決めるということ。2つ目としては名称。今まで仮称となっていたが、これを取ることになる。まず、目的ということだが、この目的をなぜここでやるのかというと、目的は全体を見てから最後にやるという話が出</p>

	<p>ていた。こちらに関しては、まず条例の専門家として総務課長である青木委員に意見をお伺いしたいと思うが、何かあるか。</p>
青木	<p>特に問題ないと思う。</p>
委員長	<p>加藤委員はいかがか。</p>
加藤	<p>私も問題ないと思う。</p>
委員長	<p>これでいいのでないかという話が出ている。私としては、1点だけどうかと思ったのは、「町民の役割と責務」、「議会、行政の役割と責任」である。</p>
事務局	<p>町民、町長、職員といった個人の部分に関しては「責務」という言葉で、議会、行政、団体に関しては「責任」という言葉になるということだったので、個別の条文では責務と責任を使い分けているところであるが、この第1条のところでは、町民、議会、行政と横並びにしているので、「責務」という言葉でまとめている。</p>
委員長	<p>利根町のこの条文は、町民を主体としているので、事務局の素案は良いと思う。こういった場合は、テクニックの話になるが、「責務等」という言葉を使う。こうすれば、責務と責任が含まれ、責務が中心となるので、要するに町民が中心だということが明示される。「責務等」とすれば、議会や行政といった集合体が表しているものも網羅されるので、法制執務の観点からそういった形でいいと思う。青木課長としてはいかがか。</p>
青木	<p>責務、責任を含めてということで、「責務等」でいいと思う。</p>
委員	<p>今、委員長がおっしゃったことはすごく重要なことだと思います。なぜかということ、利根町の条例にしても、「等」がついているか、ついていないかで、限定的列挙なのか例示的列挙なのかというちがいが出てくるので、そこは厳格に区別した方がいいと思う。委員長がおっしゃるように、町民を主体に考えて「責務」という言葉を出したのならば、「等」をつけて「責任」を含むということで、条文を作っていけばいいと思う。</p>
委員長	<p>正確に言うと、「等」をつけると、例示的というよりも包括や概括して列挙することになる。例示的と言うと、「責務」、「責任」とすべて出すことになるので、非常に法制的な専門用語の話であるので、委員の日ごろの修練が垣間見えて素晴らしいと思う。委員からもこのような意見をいただいたので、こちらについては「等」を付け加えるということによろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>次は、名称についてである。皆様が生み出された条例の名前である。生みの親であ</p>

	<p>る皆様の思いが重要だと思うので、ここは時間を頂戴したい。この点について青木課長にお願いしたい。</p>
青木	<p>前文にもあるとおり、まちづくりの基本理念ということで、町民の方が誇りある利根町をつくっていかうということで、条文自体の名称は「まちづくり基本条例」の方が言葉としては柔らかいのかもしれない。しかし、この条例は町からの約束でもあり、重い条例なので、私個人としては「自治基本条例」という言葉の方がいいと思った。</p>
委員長	<p>加藤委員はどうか。</p>
加藤	<p>私個人としては、これまでの検討の経緯や、条例の本文でも「です・ます」調で町民の人に受け入れてもらえるように工夫してきたことを考えると、「まちづくり」の方が受け入れてもらいやすい名称なのではないかと思う。</p>
委員長	<p>事務局の案としても、「自治」という言葉を使うか、「まちづくり」という言葉を使うかというところである。他に事務局の案はあるか。</p>
事務局	<p>他の市町村の自治基本条例の名称を確認しても、一部ちがう名称の市町村もあるが、ほとんどの市町村では「まちづくり基本条例」か「自治基本条例」かのどちらかになっている。今までの議論の中でも特別な名称をつける話は出ていなかったもので、いずれかになるかと思う。</p>
委員長	<p>選択肢としては、「自治」と「まちづくり」という言葉になっている。これは正解はないので、どちらがいいかという皆様の感覚で良い。皆様の思いとしてどういう名称が一番思いが伝わるかということで、考えていただければと思う。今、意見をいただいたところでは、青木課長は「自治」、加藤委員は「まちづくり」ということであった。皆様から意見を伺いたい。</p>
委員	<p>まちづくりを推進するためにこの条例を作り始めたと思うので、自分としては「自治基本条例」がいい。</p>
委員	<p>「自治」という言葉の魅力について考えると捨てがたいが、目的の中で町民、行政、議会が一緒になってまちづくりを進めていくという、それが理念として大きく、私たち町民が先頭に立ってこれを作ったということを考えると、「まちづくり」がいいのではないかと思う。</p>
委員	<p>私は「利根町自治基本条例検討委員会」というので耳に慣れているので、「自治」の方がいい。</p>
委員	<p>みんなで協力して作ったという思いがあるので、「まちづくり」の方が一体感があっていいと思う。</p>

委員	<p>私は「まちづくり」がいいと思う。「まちづくり」になった場合、この資料3のところは「利根町まちづくり基本条例」ということになると思う。このページの一番下も「利根町まちづくり基本条例を制定します」になる。利根町、この委員会の思いとして、やわらかさとか、皆様に受け入れてもらえるようにということで、「まちづくり」にしたという説明を、どこかに加えてみたらどうかと思う。</p>
委員	<p>どちらかというところ、「まちづくり基本条例」がいいと思うが、私は「みんなのまち基本条例」もいいと思う。「自治」というのは自分たちのまちということなので、「みんなの」まちづくりというのもいいと思う。</p>
委員長	<p>「利根町みんなのまち基本条例」というのもあると思う。第3候補ということで決めたいと思う。まず、「自治」と「まちづくり」ではどちらが多かったか。</p> <p>「利根町自治基本条例」 … 3名 「利根町まちづくり基本条例」 … 9名</p>
委員長	<p>「自治」と「まちづくり」では、「自治」が落ちたということになった。このままだと「まちづくり」というところだが、新たな意見として、「利根町みんなのまち基本条例」という案が出た。この検討委員会においては、委員皆様の意見を収れんしてきたということがあるので、これも決として採りたいと思う。「まちづくり基本条例」というのと、「みんなのまち基本条例」をひとつの候補として取り上げさせていただいてよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>皆様には3分ほど考えていただき、その間に条例に携わっていただける青木課長として意見を伺いたい。</p>
青木	<p>「利根町みんなのまち基本条例」はとてもいいのではないかと思います。今は迷っている状態であるが、言葉として聞こえがいいと思う。</p>
委員長	<p>法制担当である青木総務課長も問題ないとおっしゃっているので、検討する価値はあるということである。</p>
事務局	<p>ちなみに他の自治体の事例では、あまり多くはないが、大阪府寝屋川市では「寝屋川市みんなのまち基本条例」となっている。中身は自治基本条例になっているが、表現は他の自治体のものより平易な文章となっており、配慮されていると思われる。</p>
委員	<p>条例の名称について寝屋川市の例が出たが、関東の中で栃木県の市貝町というところではサシバの里とあって、鳥のサシバのことであるが、それが町民にとって誇りになるものだそうである。それを全面に出した条例もあるので、利根町も利根町らし</p>

<p>委員長</p>	<p>さとか、先ほどの委員がおっしゃった考え方も十分あり得るという気がした。</p> <p>時間になったので、決を採っていきたいと思う。「まちづくり基本条例」か、「みんなのまち基本条例」、どちらがいいかをお伺いする。</p> <p>「利根町まちづくり基本条例」 … 3名 「利根町みんなのまち基本条例」 … 9名</p>
<p>委員長</p>	<p>素案としては、「利根町みんなのまち基本条例」ということで、この委員会での意見として決めさせていただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>確認であるが、「みんなのまち」ということになったが、第2条の「この条例は、本町の・・・」というところはどのように変わるのか。</p>
<p>委員長</p>	<p>ここについては、おそらく流れとしては「まちづくり」になると思うが、「みんなのまち」にするということか。想定としては、自治基本条例かまちづくり基本条例しか想定していなかったのだが、法制的に第2条は青木総務課長としていかがか。</p>
<p>青木</p>	<p>条例が「利根町みんなのまち基本条例」になっても、ここは「まちづくり」でいいのではないかと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>おそらく、条例用語として「みんなのまちの基本を・・・」だと、あまりにも抽象的すぎるので、もう少し具体的にだと、「まちづくり」の方がいいということである。あくまでも法制的な話であるが、皆様に確認したいと思う。「自治」は先ほど名称から消えたので、「まちづくり」となる。「みんなのまち」だと、法文的に少し問題があるので、ここは「まちづくり」にしたいと思うが、よろしいか。</p> <p>(一度了承)</p>
<p>委員長</p>	<p>この部分で何か抜けている部分や、ご意見、ご質問はあるか。なければ、「利根町みんなのまち基本条例」はこちらでの委員会の意見ということで、素案にする。</p>
<p>委員長</p>	<p>5 今後のスケジュール及び住民説明会について</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>(資料5「令和4年度(仮称)利根町自治基本条例 検討スケジュール」に基づき事務局より説明)</p>
<p>委員長</p>	<p>まず最初にスケジュールを確認いただきたい。この流れで良いかどうかということである。役所の中の手続きの都合上、この流れでということであるが、何か意見や質問等あるか。</p>

委員	<p>今までいろんなパブリックコメントをやった経験から考えて、8月、9月に2か月の期間でパブリックコメントを出してもらおうということであるが、いかにしてそのパブリックコメントから抽出される町民の意見を、10月に開かれるであろう28回目の検討委員会の中で私たちが咀嚼しながら活かしていけるかということはとても重要なことである。パブリックコメントを取って、それをすべて集約して10月の委員会に出すというのは事務局としてはとても大変な作業だと思う。そこは事務局の皆様に苦勞をかけるが、覚悟して頑張っていたきたい。</p>
委員長	<p>このスケジュールで検討委員会が開かれるのは7月と10月ということは頭に入れておいていただきたいと思う。7月は逐条解説に対して議論することになると思う。なので、会議の2週間前までには逐条解説を配布していただくことになる。何かご希望があれば今のうちにお願ひしたい。逐条解説は何ページ程度になる予定か。</p>
事務局	<p>書き方やレイアウトによるが、他の市町村では30ページ程度になっている。</p>
委員長	<p>この委員会では議論が多かったのが、相当な厚さになると思うが、もし読む時間が十分とれない場合でもご容赦いただきたい。では、次に住民説明会についてである。住民説明会の場所と時間というのが、生涯学習センター、役場、文化センターの3か所ということである。時間については、平日の昼間又は夜、休日に開かれるということで、ある程度多くの住民の方に来ていただけるように網羅するということになっていると思う。次に、説明会に参加するメンバーであるが、私と事務局全員ということである。以前から、委員の中からもどうかという話があった。他の委員の参加人数はどれくらいか。</p>
事務局	<p>前に座るのは委員長と事務局で考えており、委員の方には住民側の席に入って参加してもらおうことを考えている。</p>
委員長	<p>委員自ら前で説明したいという話もあったが、それについてはどうか。</p>
事務局	<p>そこまではまだ検討できていないので、次回までにそこを詰めさせていただきたい。</p>
委員長	<p>説明会に行くメンバーとして確定しているのは、委員長、副委員長と事務局である。委員の方も含めて前に出るのは何人かは次回7月までにお願ひしたい。</p>
事務局	<p>会場もわかれているので、会場によってメンバーをわけると、案を出させていただく。</p>
委員長	<p>7月の第27回までに、登壇者としてのメンバー等についても事務局で案を練っていただく。あとは、パブリックコメントについて、当然のことだが、こちらで決めておいて意見を出すのはおかしいので、ここのメンバーはパブリックコメントは出さないということになる。むしろ、住民説明会で聞かれたときには答えられるように</p>

しておきたい。スケジュール及び住民説明会については終わりにしたいと思う。

6 次回の開催日について

次回の開催は7月中旬から7月下旬にかけての間で、詳細は後日通知となった。

7 その他

8 閉会

それでは以上を持ちまして第26回利根町自治基本条例検討委員会を終了します。お疲れ様でございました。

以上